件 名	松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定
	める条例の一部を改正する条例
主 管 課	福祉課
関 係 課	なし
改正対象	松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定
	める条例(平成27年松前町条例第6号)
根拠法令等	・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を
	改正する省令 (平成 31 年厚生労働省令第 50 号)
改正理由	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 (平成 26 年厚
	生労働省令第63号。以下「基準省令」という。)において、放課後児童
	支援員は、保育士の資格を有するものなど、基準省令第 10 条第 3 項各
	号のいずれかに該当するものであって、都道府県知事が行う研修(以下
	「放課後児童支援員認定資格研修」という。)を修了したものでなけれ
	ばならないこととしている。
	今般、「平成 29 年の地方からの提案等に関する基本方針」(平成 29 年
	12 月 26 日閣議決定)において、「放課後児童支援員認定資格研修の実
	施 (放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 (平成 26 年
	厚生労働省令第63号)第10条第3項)の事務・権限については、平成
	31 年度から指定都市も実施できることされたことを受け、基準省令が
	改正され、指定都市の長も放課後児童支援員認定資格研修を実施できる
	こととなったため。
改正の主な	放課後児童支援員認定資格研修の実施者について指定都市の長を追加
内容	する。
施行日	公布の日
【その他参考事項】	